

# 再意見書

東イ通経企第11-024号

平成24年3月1日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長殿

郵便番号 980-0811

住所 みやぎけんせんたいしあおぼくいちばんちょう 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目7番1号

氏名 とうほく 東北 つうしん インテリジェント通信株式会社

だいひょう とりしまりやくしゃちょう 代表取締役社長 しばた かずしげ 柴田 一成

(連絡先)

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年1月23日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

事業者	提出意見（該当部分）	弊社意見
NTT 殿	<p>なお、光ファイバの分岐単位接続料設定の適否について、接続委員会で議論された通り、分岐貸し（OSU共用）という接続形態は、サービスの多様化・品質の確保や技術上の課題があることから適当ではない、という一定の整理がなされたものと考えております。</p> <p>また、接続委員会において、OSU専用の光ファイバ接続料の追加メニューを想定した例示として「エントリーメニュー」が挙げられました。しかしながら、自ら設備を構築して光サービスを提供している事業者やNTT東西から加入光ファイバを借りて光サービスを提供している事業者様とNTT東西との間で、現行の接続形態及び接続料水準で既に競争は十分に機能していることは前述の通りです。</p> <p>仮に、このような「エントリーメニュー」の検討をすとしても、公正競争を阻害しないこと、また、現在の接続料制度の枠組みを超えないことが必須と考えます。</p>	<p>本意見に賛同いたします。</p> <p>接続委員会において検討された光ファイバの分岐単位接続料設定の適否について、「分岐貸し（OSU共用）という接続形態は、サービスの多様化・品質の確保や技術上の課題があることから適当ではない」ということが明確化されたものと考えます。</p> <p>また、OSU専用の光ファイバ接続料の追加メニューを想定した例示として提案されている「エントリーメニュー」についても、検討を進めるにあたっては、「公正競争を阻害しないこと及び現在の接続料制度の枠組みを超えないこと」は必須と考えます。</p>
KDDI 殿	<p>3. 分岐単位接続料設定について</p> <p>光ファイバ接続料水準の設定は、市場の実態を踏まえたコストと需要の予測値に基づいて算定することが原則であり、恣意的な料金設定を行うことは公平な競争環境を歪めることとなりかねません。</p> <p>弊社は、現行のシェアアクセス方式による一芯単位接続料金で自社専用のOSUを利用していますが、設備の利用効率を高めてユーザーあたりのコストを下げ、8分岐単位の利用で競争が可能となるよう企業努力を重ねることで、NTT東・西よりも速いサービスをより安く提供しています。当社以外にも、各地域の電力系事業者やCATV事業者などが、同様に設備投資リスクを負って各地で多様なブロードバンドサービスを展開しており、設備ベースでの競争を通じ、技術革新によるサービスの多様化、料金の低廉化を実現しています。</p> <p>このような状況にあることを踏まえれば、以下のとおり「分岐単位当たりの接続料に係るメニュー」等を導入することは、自ら投資リスクを負って設備投資を行ってきた事業者との間の公平な競争環境を損なうことになるた</p>	<p>本意見に賛同いたします。</p> <p>光ファイバ接続料水準の設定は、市場の実態を踏まえたコストと需要の予測値に基づいて算定することが原則であり、恣意的な料金設定を行うことは公平な競争環境を歪めることとなります。</p> <p>設備ベースでの競争を通じ、技術革新によるサービスの多様化、料金の低廉化は実現されており、「分岐単位当たりの接続料に係るメニュー」等を導入することは、自ら投資リスクを負って設備投資を行ってきた事業者との間の公平な競争環境を損なうことになるため、実施すべきではありません。</p> <p>また、今回検討されているOSU専用メニュー（エントリーメニュー）の値下げ幅を検討するにあたり、DSL接続料と比較しておりますが、光ファイバとメタル回線は、構成技術や敷設工法、サービススペック等が全く異なりますので、両者を比較することには全く合理性が無いものと考えます。これをベースに議論を進めることは正に恣意的な料金設定につながるものと考えます。</p>

め、安易に実施すべきではありません。

(分岐単位接続料に係るメニュー等についての考え)

① OSU 共用

OSU 共用は、サービス均一化を強いられることや1分岐しか利用しないモラルハザード的な利用によって設備利用の非効率化が生じる等の問題があり、安易に導入すべきでないと考えます。

② OSU 専用 (エントリーメニュー)

今回検討されている OSU 専用メニュー (エントリーメニュー) では「複数年度段階料金の設定」を行う案が示されていますが、本案については、自ら設備投資リスクを負って事業展開している事業者がユーザーに提供している FTTH サービスの料金を極端に下回る料金設定が可能な水準で下限 (1 年目) の接続料を設定した場合、現在機能している設備競争が成り立たなくなることになりかねない点に留意が必要です。

また、今回申請された平成 24 年度のシェアドアクセスの一芯単位接続料が当初の予定より下がっているため (NTT 東日本 : 3,013 円、NTT 西日本 : 3,846 円)、接続事業者が 8 分の 2 の利用者を収容することで、ユーザーあたりの実質的な接続料水準を ADSL 相当に近づけることがよりやり易くなることを踏まえれば、分岐単位接続料を導入する必要性はこれまでより下がっていると言えます。

むしろ、競争事業者が FTTH サービスの提供を円滑に進められるよう、以下のとおり、光配線区画内のシェアドアクセス利用可能世帯数の適正化を図ることが先決であると考えます。